

広島県告示第二百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県広島計量検査場の手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	名 称	住 所	一般社団法人広島県計量協会
委託した年月日 （委託期間）	平成二十七年四月一日 （平成二十七年四月一日） 平成二十八年三月三十一日		